

軍隊の朝鮮人虐殺をめぐる前史

——間島虐殺経験からの再検討

慎 蒼 宇

はじめに

- 1 近年の関東大震災・軍隊研究の陥穽——再び朝鮮不在の閉鎖的な日本帝国史へ
 - 2 間島虐殺のあらまし
 - 3 間島虐殺の理論・手法
- おわりに——軍隊の間島虐殺経験と関東大震災

はじめに

今年が関東大震災から 100 年を迎える年である。関東大震災を歴史的にどのように位置づけるかについては、かつて金原左門が指摘したように⁽¹⁾、震災の被害を総合的・科学的に捉えることが重要であることはいうまでもない。

同時に、そのなかで「天災」ではなく、「人災」として引き起こされた虐殺の問題が重要な位置を占めていることもまた、久しく指摘されてきたことである。とりわけ、朝鮮人虐殺は、姜徳相が「三大テロ史観」批判を通じて提起したように、数的にも性格的にも、ほかの虐殺とは異なる、日本官民による民族的犯罪としての側面を持つ⁽²⁾。

虐殺の主体は、軍隊・警察・自警団である。とりわけ、軍隊は自警団の中心的役割を担った在郷軍人の経験も含め、虐殺の歴史的な性格を考えるうえで重要な分析対象である。1990 年代の陸海軍関係史料の発掘と公開という後押しもあり、軍隊による虐殺（朝鮮人・中国人・社会主義者）の実態に関する研究はこの間も少しずつではあるが進んできている⁽³⁾。

なかでも、日本軍の朝鮮駐屯経験に関する朝鮮史研究者からの問題提起は重要である。姜徳相は流言の発生要因をめぐる論争で「官憲説」に立ち、民族独立運動を展開する朝鮮人を敵視する官憲グループのなかで流言の源が発芽し、日本軍隊、警察、在郷軍人の朝鮮民族運動への弾圧経験が関

(1) 金原左門「関東大震災と現代」『歴史評論』521号、1993年9月。

(2) 姜徳相『関東大震災』中公新書、1975年。

(3) 松尾章一監修・平形千恵子・大竹米子編『関東大震災・政府陸海軍関係史料Ⅰ巻 政府・戒厳令関係史料』日本経済評論社、1997年、同監修・田崎公司・坂本昇編『同Ⅱ巻 陸軍関係史料』同年、同監修・田中正敬・逢坂英明編『同Ⅲ巻 海軍関係史料』同年。研究の代表的なものとして、松尾章一『関東大震災と戒厳令』吉川弘文館、2003年。

東大震災時に戒厳令のもとで発揮されたことを先駆的に指摘した。朝鮮民族運動への弾圧とは、甲午農民戦争（1894-1895）、日露戦争と義兵戦争（1904-1915）、三・一運動（1919）、シベリアでの独立戦争（1918-1922）、間島虐殺（1920）のことであり、震災時の虐殺（1923）を、この「植民地戦争」の延長線上に位置づけたのである⁽⁴⁾。

また、朝鮮王朝期の民衆反乱の研究などで有名な矢沢康祐は、自警団など民衆犯罪において、朝鮮人への偏見・敵視が一般的観念としてのみだけではなく、「個々の民衆の体験に媒介されて増幅しているように思われる。その意味でそれぞれの地域における民衆のありようを地域社会のあり方、特徴との関連において考察する必要がある」と指摘し、具体的に自警団の中心にいた在郷軍人と軍隊兵士の朝鮮配属とシベリア戦争における民族独立運動への弾圧経験を明らかにすることの重要性を説いた⁽⁵⁾。二人に共通しているのは、日本軍の朝鮮経験に視野を向けつつ、とくにシベリア戦争、とりわけ間島虐殺という前史の重要性を挙げている点である。

二人が、軍隊の民族運動弾圧経験という観点から、①朝鮮（シベリアも含む）での軍隊・警察の植民地戦争経験、②地域と民衆の植民地戦争経験と地域での虐殺への具体的反映（在郷軍人を中心に）という二つの論点を提起して久しい。その後、筆者が日本軍上層部と全国の師団配下の郷土部隊の植民地戦争経験について体系的に論証したうえで、そのなかで「殲滅」と「連座」、「やむなく発砲」「正当防衛」論によって軍事暴力を正当化する植民地戦争の理論と手法、植民地戦争を通じた全国の郷土新聞による朝鮮人＝「暴徒」像の形成を明らかにすることで、①の論点をより深化させてきた⁽⁶⁾。また、関原正裕は、埼玉県における自警団による朝鮮人虐殺について、「朝鮮駐屯軍帰り」に注目し、日本の植民地戦争における兵士レベルの「不逞朝鮮人」「討伐」経験がどのように自警団による朝鮮人虐殺と結びついてきたかを事件現場の地域に即して明らかにするとともに、埼玉県の朝鮮人虐殺に関わった自警団の前史経験として、第14師団（衛戍地宇都宮）所属の歩兵第66連隊によるシベリア戦争時のニコラエフスクでの「不逞朝鮮人」殺害と間島虐殺への関与を指摘しており、大変重要な研究成果である⁽⁷⁾。

しかし、近年は朝鮮人虐殺への日本軍隊の関与について、教科書では削除するか、矮小化する動

(4) 姜徳相前掲書、同「関東大震災80周年を迎えてあらためて考えること」『朝鮮史研究会論文集』42集、2004年10月。

(5) 矢沢康祐「関東大震災時における在郷軍人および軍隊による朝鮮人虐殺について」『人文科学年報』20号、1990年。

(6) 筆者はすでに朝鮮における植民地戦争について、「植民地戦争としての義兵戦争」（『岩波講座 東アジア近現代通史第2巻 日露戦争と韓国併合』岩波書店、2010年）、「植民地（征服／防衛）戦争の視点から見た朝鮮三・一独立運動」（『大原社会問題研究所雑誌』728号、2019年6月）で論じていた。その後、関東大震災と植民地戦争経験の関係を、「日本の朝鮮植民地支配と朝鮮人虐殺——義兵戦争・シベリア戦争・三一独立運動から関東大震災へ」（『朝鮮大学校学報』29号、2019年6月）と「日本近代史の「不在」を問う——朝鮮植民地（征服／防衛）戦争からみた官民の「暴徒膺懲」経験」『歴史学研究増刊号』（989号、2019年10月）、同「朝鮮植民地戦争」の視点から見た武断政治と三・一独立運動」（『朝鮮史研究会論文集』第58集、2020年10月）において論じた。「不逞朝鮮人」像の前提となる「朝鮮人暴徒」像の形成については「朝鮮「暴徒」像の形成——義兵戦争と日本の郷土新聞」（『大原社会問題研究所雑誌』765号、2022年7月）で論じている。

(7) 関原正裕『関東大震災時の朝鮮人虐殺における国家と地域——日本人民衆の加害責任を見据えて』一橋大学大学院社会学研究科博士論文、2021年。

きが出て来ており、研究でもそれに符合するように、軍隊の虐殺への役割をできる限り小さく見積もろうとするものが出てきている。

そこで、本稿では、最初に、近年の軍隊の植民地戦争経験（前史）や虐殺時の役割を軽視する研究の問題点を浮き彫りにしたうえで、改めて姜徳相、矢沢康祐が指摘してきた前史、とくに日本軍隊の間島虐殺の経験を、【1】虐殺の実態とその理論・手法、【2】参加した軍隊と関与した陸軍上層部、という2点から接近を試みたい。字数の関係で論考は【1】が中心となるが、最後の関東大震災時の朝鮮人虐殺との関連性のところで【2】を考察したい。

なお、間島虐殺に関する先行研究としては、姜徳相⁽⁸⁾、東尾和子⁽⁹⁾のほかに、日本では本格的な研究が存在せず、シベリア戦争研究のなかで言及される程度である⁽¹⁰⁾。他方で、李盛煥の間島研究が日本と朝鮮、中国の国際関係史の視点から「間島出兵」の検討を行っており重要である⁽¹¹⁾。しかし、資料の龐大さに比較して研究成果が薄い。そこで、改めて姜徳相解説『現代史資料 28 朝鮮 4』（みすず書房、1972年。注では『朝鮮 4』と略記）、金正柱『朝鮮統治史料』（2巻、韓国史料研究所、1970年）に収録された日本側、朝鮮独立運動側の龐大な史料を再検討しながら分析を進めたい。

1 近年の関東大震災・軍隊研究の陥穽——再び朝鮮不在の閉鎖的な日本帝国史へ

1990年代以降、関東大震災研究の多様化が進んだ。気になるのは、そのなかで2000年代以降、これまで関東大震災研究は虐殺事件ばかりに集中してきた、と言われるようになったことである。

例えば、鈴木淳は消防の近代化、消防や医療、ボランティア、震災と向き合う人々の姿を描いたが、問題意識として、「歴史学は関東大震災について多くの成果を挙げてきたが、そのほとんどが、震災直後の、朝鮮人・中国人・社会主義者等に対する虐殺事件に集中していた。これらの事件の重要性、そしてその真相が隠蔽されてきた経緯から、さまざまな史料発掘を伴って進められたこれらの研究の意義は大きく、またこれからも研究やその成果の学習活動が続けられていくべきである。しかし、震災の体験者が少なくなっている現在、関東大震災のほかの面にも目を向ける必要がある」（¹²）と述べている。鈴木は虐殺研究の意義も強調したうえで、異なるアプローチの重要性を述べているので、虐殺研究の成果を決して軽視しているわけではない。

しかし、近年はより露骨に「虐殺問題ばかり研究されてきた」ことを強調しつつ、警察や軍隊の全体的役割を、当時の官憲の論理を中心に評価する方向感覚で再構築しようとする研究も出てきている。本稿が着目する軍隊研究では、吉田律人の研究を代表的なものとして挙げることができる。吉田は軍隊の対内的機能に着目し、治安出動と災害出動に軍隊はどのような役割を担ったのかとい

(8) 姜徳相編『現代史資料 28 朝鮮 4』みすず書房、1972年。同「海外における朝鮮独立運動の発展」『東洋文化研究所紀要』第51冊、1970年。同『呂運亨評伝 2 上海臨時政府』新幹社、2005年。

(9) 東尾和子「琿春事件と間島出兵」『朝鮮史研究会論文集』第14集、1977年3月。

(10) そのなかでも代表的な研究が原暉之『シベリア出兵——革命と干渉 1917-1922』筑摩書房、1989年。

(11) 李盛煥『近代東アジアの政治力学——間島をめぐる日中朝関係の史的展開』錦正社、1991年。

(12) 鈴木淳『関東大震災——消防・医療・ボランティアから検証する』講談社、2004年、12-13頁。なお、本書の初出は筑摩書房、2004年。

う側面から関東大震災を論じたが⁽¹³⁾、先行研究について、「関東大震災についても、厚い研究蓄積があるものの、その大部分は朝鮮人や中国人の「虐殺」に関するもので、災害自体を扱った研究はわずかであった⁽¹⁴⁾」と述べている。しかし、すでに研究の多様化が進み、北原糸子らの災害史研究⁽¹⁵⁾や鈴木淳などの研究が登場してきたなかで、このような面を強調することは、2010年代における研究総括としては過剰である。

吉田は「(先行研究は) 軍隊が殺傷行為に至った経緯に踏み込んでいないほか、「虐殺」の実態解明に重きを置くあまり、救護活動を含めた軍隊の総体的な評価には至っていない。仮に軍隊とその背後にある国家責任を問うならば、軍隊の行動原理を踏まえただうえで、震災時の活動の一つ一つ検証する必要があるだろう⁽¹⁶⁾」と述べる。吉田の研究によって、政府、中央官庁、関東戒厳司令部、警備隊司令部、末端部隊の動向と関東大震災時の軍隊の活動と展開が詳細にわかった面もあり、その点は重要である。

しかし、肝心の官憲や軍隊の論理や実践内容については、戒厳令の制定は朝鮮人対策ではないという近年の修正説⁽¹⁷⁾に専ら同調し、多くの研究が流言の発生は「相互発生説」を取るなか、完全に「自然発生説」に立ち、軍隊は「朝鮮人や中国人を保護し、日本人から隔離することで、問題の根源を除去していく」ことにつとめたが、軍隊は流言に振り回され、「警察や軍隊は救護活動に投入できる力を治安維持に割かねばならなかった」「大規模な災害だったため、警察も軍隊も「朝鮮人暴動」の流言に対して、冷静に対処することはできなかった」とし、一部にあった虐殺もあくまで「殺傷」、当時の混乱のなかで起こった例外的・一時的なものと結論づけている。さらには、「単純に軍隊を批判するのではなく、それに至った背景を軍事の論理を踏まえながら正確に理解する必要もある。一方、指揮命令系統の混乱や制度上の限界、関係諸機関との対立などに直面しながらも、軍隊が人命や財産の保護に尽力した点は評価すべきである⁽¹⁸⁾」と、戒厳令下の軍隊の成果をむしろ強調している。

吉田の研究は、軍隊側の詳細な資料に基づくものであり、その意味で実証的ではあるが、これまでの研究が重視してきた膨大な民間の証言⁽¹⁹⁾とのすり合わせを行わない、その官憲史料中心主義的な手法や結論は、すでに批判されてきたものである。山田昭次は関東大震災関係の編纂資料や回

(13) 吉田律人『軍隊の対内的機能と関東大震災——明治・大正期の災害出動』日本経済評論社、2016年。

(14) 吉田律人前掲書、6頁。

(15) 北原糸子『関東大震災の社会史』朝日新聞出版、2011年。なお、北原は別稿で「震災死亡者調査票」にみる朝鮮籍死亡者の考察を試みており、貴重である(北原糸子「関東大震災における下賜金について」関東大震災90周年記念実行委員会『関東大震災 記憶の継承——歴史・地域・運動から現在を問う』日本経済評論社、2014年)。

(16) 吉田律人前掲書、7頁。

(17) 戒厳令の性格について論じた安江聖也「関東大震災における行政戒厳」『軍事史学』(37号、2002年3月)が強調しはじめた説である。彼は従来の先行研究を証拠の歪曲や知識の欠落によって成り立っていると断罪し、「この構造は、南京事件やいわゆる慰安婦問題のそれと極めて似ている」などと決めつけている。この論法とその主観的な問題意識は歴史修正主義者のそれと同じである。

(18) 吉田律人前掲書、359頁。

(19) 関東大震災時の虐殺研究は、直接的な官憲資料が少ないなかで、膨大な民間の証言や調査の果たした役割が大きい。とくに、東京における膨大な証言をとりまとめた西崎雅夫『関東大震災朝鮮人虐殺の記録——東京地区別1100の証言』(東京書館、2016年)は重要である。

想などについて、「官憲が編纂した事件史は、流言がすべて民衆から発生・流布されたと主張して、自己が流言を流した事実を認めない」⁽²⁰⁾のものであると指摘し、自警団への責任転嫁や自己弁明という側面からその史料の性格を読み解いた。姜徳相も、関東大震災関連資料を当初から整理してきた立場として官憲資料に無条件に信用することを批判し⁽²¹⁾、「官憲の資料を反転して読む」⁽²²⁾必要性を説いてきた。

歴史学では、支配者（軍人・役人）の書いた史料が抵抗者を「犯罪者」扱いする、歴史史料の残酷な偏りを「反乱鎮圧の文章（The Prose of Counter-Insurgency）」と呼んでいる。吉田の研究は、軍隊内部の、とくに回顧での自己弁明を内包した主張を、そのまま事実として扱っている面が強い。官憲の「反乱鎮圧の文章」の上書きになっている研究は吉田だけではない⁽²³⁾。共通しているのは、実証的な立場に立ち、多様な総合史的方向性を目指すように見えて、その実は極めて閉鎖的で一国史的な日本帝国史に回帰しているように見える点である。植民地支配との関係に触れることはあっても、その膨大な研究成果は無視され、植民地支配を正当化するような官僚の主張のみを都合よく引用する手法が目立つ。

吉田は軍隊について、「対内的機能」と「対外的機能」には相克があると述べているが、だとすれば対外戦争や植民地での軍事経験の蓄積が関東大震災における「対内的機能」にどのように影響を及ぼしたのかを論じることが必要ではないだろうか。戸部良一が指摘するように、植民地軍の場合、対処すべき外的脅威とは必ずしも植民地自身にとっての脅威ではなく、本国にとっての脅威を意味し、朝鮮軍は対外防衛よりも、朝鮮の民族運動を「反日暴徒」として討伐する治安維持の役割が中心であったからである⁽²⁴⁾。そして、その経験を震災時の陸軍首脳や関与した陸軍部隊はすでに蓄積して関東大震災に臨んでいたのである。

軍隊・警察や自警団の研究をするうえで、姜徳相や矢沢康祐の問題意識や、それと対話をしてきた山田昭次らの問題提起に向き合うことが必要である。彼らを否定し周辺化しようとする限りは、支配者目線の植民地主義的な歴史認識を克服することはできないであろう。

2 間島虐殺のあらまし

それでは改めて、関東大震災時の朝鮮人虐殺に関与した軍隊の植民地戦争経験の前史として、まずは間島虐殺のあらましを整理しておこう⁽²⁵⁾。

(20) 山田昭次「関東大震災時の朝鮮人虐殺事件の歴史的意味と国家責任・再考」関東大震災 85 周年シンポジウム 実行委員会編『震災・戒厳令・虐殺——関東大震災 85 周年朝鮮人犠牲者追悼シンポジウム 事件の真相糾明と被害者の名誉回復を求めて』三一書房、2008 年。

(21) 姜徳相「関東大震災下「朝鮮人暴動流言」について」『歴史評論』281 号、1973 年 10 月。

(22) 姜徳相聞き取り刊行委員会編『時務の研究者 姜徳相——在日として日本の植民地史を考える』三一書房、2021 年、170-176 頁。

(23) 警察については宮地忠彦『震災と治安秩序構想——大正デモクラシー期の「善導」主義をめぐる』(クレイン、2012 年)。宮地の研究は吉田の研究と共通点が多い。

(24) 戸部良一「朝鮮駐屯日本軍の実像——治安・防衛・帝国」日韓歴史共同研究委員会『日韓歴史共同研究報告書 第 3 分科篇（下巻）』2005 年。

(25) 主に姜徳相前掲書『呂運亨評伝 2』、李盛煥前掲書『韓国独立運動の歴史』を参照。

現在の中国吉林省に位置する間島と呼ばれる地域には、大韓帝国末期から抗日義兵戦争を闘ってきた朝鮮人が多く流入するようになり、多くの「独立軍」が北・西間島地域に結集していた⁽²⁶⁾。大韓民国臨時政府が「独立戦争の年」を宣言した1920年、これらの独立軍は本格的に朝鮮内への侵攻作戦を展開した。それによって、朝鮮半島内に三・一独立運動の再現を促すことがその目的の一つであった。その回数は1,651件（咸鏡北道616件、咸鏡南道127件、平安北道906件）に及び、国境警備隊だけでなく、朝鮮人官吏、巡査など日本の植民地支配の末端に組み込まれ「親日派」とされた朝鮮人も攻撃対象となった。

他方、シベリア干渉戦争に最大の兵力を派遣していた日本政府は、1920年3月5日の閣議で、今後は満洲・朝鮮への「過激派」の活動拡大の防止のために、浦潮派遣軍を沿海州に留置する方針を決定した⁽²⁷⁾。間島竜井村居留民（邦人）は大会を1920年4月20日に開催し、陸軍大臣田中義一宛に「吾人ノ生命財産ノ保護ニ関シ速カニ適當ノ手段方法ヲ講セラレンコト」⁽²⁸⁾を要請する決議をした。甲午農民戦争以降、在留邦人の生命財産保護を名目に出兵する形は、日本の軍事行動のパターンと化しており⁽²⁹⁾、その意味で朝鮮の民族運動に対する軍事暴力は、常に日本の官民一体の排外的政治行動を伴っている。

他方、日本の奉天総領事は軍閥張作霖を圧迫して日中合同捜索隊を編成した。しかし、西間島では中国官憲が西路軍政署（独立軍の一つ）にひそかに連絡したため、西路軍政署は根拠地を移転した。北間島では中国側が討伐隊を組織したが、9月までのあいだに洪範図、金佐鎮ともに根拠地を移すことに成功した。中国の対応に不満を抱いた日本は、いわゆる「奉天會議」（1920年7月16日）（参加者は大野豊四朝鮮軍参謀長、斎藤恒吉林省督軍顧問、赤塚正助奉天総領事ら）を開き、張作霖に間島への武力介入をほのめかして共同捜査を要求した。8月には朝鮮軍が「間島地方不逞鮮人剿討計画」⁽³⁰⁾を作成して間島への出兵作戦をたて、シベリア出兵軍と共同作戦に関する了解をえた。早くから陸軍は間島への出兵を既成路線にしていたのである。

こうしたプロセスを経て、日本はシベリアからの撤兵時に中国と朝鮮の国境近辺の独立軍を弾圧する名目で、1920年秋に珲春事件をでっちあげて間島に出兵した。馬賊を買収して日本領事館分館に放火させた事件を「不逞鮮人」の仕業とし、1920年3月に起ったニコラエフスク事件の再演であるかのように「演出」することで、この事件は「不逞鮮人剿討」計画にとってまたとない機会となったのである。名目は、従来の朝鮮への軍事行動時と同様、在住日本人の生命・財産保護であった。10月2～3日にかけて、満洲居留民会は「帝国ノ生命財産保全ノ為」帝国軍隊を間島各要地に駐屯する決議・請願を行い⁽³¹⁾、10月7日、原敬内閣は出兵を正式に閣議決定し、「不逞鮮

(26) なお、こうした点については、姜徳相『呂運亨評伝2 上海臨時政府』（新幹社、2005年）が詳しい。

(27) 東尾和子前掲論文、77頁。

(28) 「朝参密第517号」（1920年5月4日）『朝鮮4』63-64頁。

(29) 拙稿「日本近代史の「不在」を問う——朝鮮植民地（征服／防衛）戦争からみた官民の「暴徒膺懲」経験」『歴史学研究』989号、2019年10月。

(30) 『朝鮮4』116-121頁。

(31) 『朝鮮4』178頁。

人ノ禍根ヲ一掃スル為」⁽³²⁾、出動した日本軍は朝鮮軍第19師団、浦潮派遣軍編成部隊（第11師団・第13師団・第14師団）、北満洲派遣軍と関東軍からの選抜、約15,000人、2個師団相当という大規模なものであった。

討伐作戦に先立ち、先に当該地域の調査を警察が行った。咸鏡北道警察部の小松寛美は「先づ警察隊は各方面に密偵を放ちてあらゆる討伐材料の蒐集に努め、当時琿春県下に於ける不逞団の名簿作製に従事した。不逞団の首魁、幹部と認むる者の本籍住所、氏名年齢、容貌、特徴、経歴等を精密に調査し、尚琿春韓民会の地方機関紙或いは不逞団の集団せる部落に至り距離地形の研究等に専ら力をつくして討伐計画の材料を提供した」⁽³³⁾と述べており、その内容は具体的かつ詳細なものであった。

10月9日、田中義一陸軍大臣は、大庭二郎朝鮮軍司令官に「間島地方ノ騒擾ノ余波ハ鴨緑江方面並朝鮮内地ニ波及スルヘキコトヲ顧慮シ相当ノ考慮ヲ払」⁽³⁴⁾うことを指示し、琿春事件とは直接関係のない西間島や隣接地域を討伐対象に包含した。中国の中央政府は日本の出兵に強く抗議したが、張作霖は出兵を承認、さまざまな取り決めも成立させた。

日本が出兵すると、和竜県二道溝に駐留していた洪範図の連合部隊と、三道溝に到着した金佐鎮の北路軍政署軍は、相互に連携して、朝鮮軍第19師団所属部隊約5,000名との全面的な戦闘に突入した。金佐鎮部隊の白雲坪の谷での待ち伏せ作戦で大きな打撃を与え、日本軍の同士撃ちを誘い、後方から洪・金両軍が攻撃するなどして、10月26日までの戦闘で日本軍に大きな勝利を得ることに成功した（青山里の戦い）。

この敗北に対し、日本軍は当該地域の朝鮮人全体を「不逞鮮人」と見なし、12月にかけて激しい報復的弾圧を行った。これが間島虐殺である。12月までの1カ月以上のあいだに約3,000名の朝鮮人が虐殺され、多くの家屋が焼き尽くされ破壊された。

その後、出兵軍は1920年11月16日～1921年1月6日にかけて、各村民に誓約書を書かせるなど、帰順と思想転向を強制した。その結果、「帰順朝鮮人」は朝鮮社会と中国社会から白眼視され、結果的に「親日化」していく契機になった。討伐作戦の終了後、第19師団は逐次撤退し、1921年5月に撤退を完了した。

3 間島虐殺の理論・手法

(1) 「殲滅」と「資源ノ覆滅」

日本政府は齋藤朝鮮総督から内田外務大臣（10月6日）への電報を受け、10月7日に出兵を閣議決定した。朝鮮総督は「竜井村其他重要地点ニモ此ノ際出兵シ不逞鮮人ノ武器全部ヲ押収シ馬賊団ヲ徹底的ニ討伐スル迄撤退セサルコトヲ声明セハ在留邦人ノ保護ノ目的ヲ達スルト共ニ将来間島

(32) 「琿春事件善後処置ニ関シ請願ノ件・各議案(1)」外務省編『日本外交文書・大正10年』第2冊、日本国際連合協会、1974年、525-527頁。

(33) 「小松討伐隊長回顧録」『朝鮮統治史料』、527頁。

(34) 「10月9日田中陸軍大臣より大庭朝鮮軍司令官への指示事項」前掲『日本外交文書・大正10年』第2冊、530-531頁。

方面ノ不逞鮮人掃蕩ニ関スル根本的協定ヲナスニモ極メテ有利ナリト信ス」⁽³⁵⁾との認識であった。閣議決定は「不逞鮮人ノ禍根ヲ一掃スル為」⁽³⁶⁾軍隊を派遣するほかに、中国側の承諾が得られない場合は「自衛上已ムヲ得ス単独ニ不逞鮮人討伐ヲ実行スルコト」という方針であった、同日、陸軍大臣より新たに就任した大庭二郎朝鮮軍司令官にこの方針が電報で伝えられ⁽³⁷⁾、10月14日に陸軍省軍事課、参謀本部第1部長からそれぞれ朝鮮軍参謀に指示事項が提示された⁽³⁸⁾。派遣部隊は平時編成であったが、間島への出兵はまさに「日本の植民地防衛戦争」⁽³⁹⁾であった。

「剿討作戦」の中心となる第19師団は以下の3方向を軸とした剿討計画を立てた。

「1」 歩兵第37旅団長東正彦少将支隊 局子街、天寶山、頭道溝、龍井村方面
歩兵第37旅団司令部

歩兵第73連隊（第1大隊・第10中隊欠）：特殊砲隊・乙衛生班

歩兵第74連隊：第2大隊・機関銃2小隊・通信班・丁衛生班

騎兵第27連隊（第2中隊の1小隊・第3中隊欠）

野砲兵第25連隊：第1大隊（野砲兵1中隊・山砲兵1中隊）

工兵第19大隊：第3中隊 憲兵若干

「2」 歩兵第38旅団長磯林直明少将支隊 土門子-老黒山道、琿春大荒溝羅子溝道方面
第11師団土門支隊と連絡。第13師団羽入支隊と策応。

歩兵第38旅団司令部

歩兵第75連隊：第1・第3大隊（各2中隊欠）、機関銃2小隊、特殊砲隊、通信班、丙衛生班

歩兵第78連隊（第20師団歩兵第39旅団）：第3大隊、機関銃1小隊、通信班1/4、戊衛生班

騎兵第27連隊第3中隊（半小隊欠）

野砲兵第25連隊：第2大隊（野砲1中隊・山砲1小隊）

工兵第2中隊 憲兵若干

「3」 歩兵第38旅団歩兵第76連隊長木村益三大佐支隊 大汪精、西大浦、大次子方面
羽入支隊と策応。岩橋大隊は百草溝附近の「賊徒ヲ逃避ヲ防止」

歩兵第76連隊：第1大隊・第3大隊（各2中隊欠）・機関銃2小隊・特殊砲隊・通信班・甲衛生班

騎兵第27連隊：第2中隊の1小隊

山砲兵第1中隊（1小隊欠）

工兵第19大隊：第1中隊の1小隊 憲兵若干

「4」 師団直轄部隊

歩兵第74連隊：第1大隊本部・第3中隊

飛行機班・無線電信班・鳩通信班⁽⁴⁰⁾

10月8日には上原勇作参謀総長から浦潮派遣軍司令官大井成元、朝鮮軍司令官大庭二郎に訓令が与えられ、第19師団長指揮下の部隊によって「不逞鮮人及馬賊並之ニ加担スル勢力ヲ剿討」す

(35) 「斉藤朝鮮総督→内田大夢大臣」（1920年10月8日）『朝鮮4』335頁。

(36) 「大正9年10月7日閣議決定」『朝鮮4』184頁。

(37) 「密受第485号」（1920年10月7日）『朝鮮4』188頁。

(38) 陸軍省軍事課「間島事件ニ関シ朝鮮軍参謀へ指示事項」『朝鮮統治史料』第2巻、173-184頁。「参謀本部第1部長ヨリ朝鮮軍参謀ニ指示事項」同前掲、191-197頁。

(39) 姜徳相前掲論文「海外における朝鮮独立運動の發展」。

(40) 「間島出兵史（上）」『朝鮮統治史料』2巻、25-26頁。41-42頁。

ることとし、浦潮派遣軍の第14師団歩兵第28旅団（歩兵第15連隊・歩兵第66連隊）は朝鮮軍司令官の指揮下に、第14師団歩兵第27旅団（歩兵第2連隊・歩兵第59連隊）は「ボセット」に派遣（浦潮派遣軍司令官の指揮下）された。第14師団から朝鮮軍指揮下に加わった歩兵第27旅団は、琿春、涼水泉子及局子街付近を経て、会寧に向かい、清津に至る計画であった⁽⁴¹⁾。

1920年10月17日から「不逞鮮人ノ討伐」が開始された⁽⁴²⁾。第19師団は、時期を第1期と第2期に分け、第1期は1カ月から1カ月半を期間とした「賊ノ殲滅」を目指し、「各支隊ハ賊ヲ索メテ反覆討伐ヲ実施シ搜索ヲ周密ニシテ賊ノ検挙ヲ全フシ其資源ヲ覆滅スルコト」⁽⁴³⁾を「剿討方針」として、憲兵・警察と連携した「根拠地ノ剿討」「徹底的ナ検挙捜査」を行った。第2期は第1期終了後1カ月とし、所在部落に潜伏する「残党」の「覆滅」が目標で、近隣諸部落と山岳地帯の周密捜査と「剿討」であった。

「剿討」理論の基本は「賊徒ノ殲滅」であった。その手法は、国際法・軍法違反をいとわない処刑と、彼らの根拠地と疑われた施設に対する苛烈な焼夷や破壊、すなわち「資源ノ覆滅」、という2点を特徴としていた。例えば、局子街方面に展開していた東支隊配下の石塚大隊（歩兵第74連隊第2大隊）は、「各部落ヲ搜索ノ結果不逞団ノ関係者10名ヲ逮捕シ取調ノ上之ヲ銃殺シ陰謀ノ策源地タリシ家屋6棟ヲ焼棄シ」⁽⁴⁴⁾と、取調後疑われた朝鮮人10名を全員銃殺し、家屋も焼打ちしていたことが報告されている。のちに第19師団司令部が1921年2月25日に調製した「間島事件鮮支人死傷者調」⁽⁴⁵⁾によれば、軍側の調査だけでも、総計522名の朝鮮人が殺害（刺殺・斬殺・射殺・銃殺・戦死）されており、数の多い順に銃殺209件、射殺138件、斬殺22件、戦死13件、刺殺8件となる（数が合わないがこの調査自体、記録されている内容と死者の数字に大きな乖離がある）。

このうち、銃殺は明らかに独立軍との関連を疑われたケースで斬殺も含め、即決的な処刑という側面が極めて強い。斬殺はほとんどが歩兵第75連隊のケースであり、処刑方法として用いられた可能性がある。また、射殺・刺殺は連行時の逃亡に対し、行われているケースが大半である。ただし、射殺については、歩兵第73連隊が10月25日に青山里で逃亡者を射殺した際に、「捕獲ノ見込ナキヲ以テ」⁽⁴⁶⁾と記しているものは2件に過ぎない。いかに軍法的な手続きを経ない、場当たりの処断が多く行われたかがわかる。

こうした苛烈な処断行為は、独立軍のゲリラ戦による日本軍の苦戦からくる憎悪も背景にあった。青山里での独立軍の勝利は、朝鮮社会においても大きく伝えられた。『独立新聞』には多くの戦闘詳報が掲載されているが、「青山里の戦勝（大韓軍政署報告）」『独立新聞』1921年2月25日には、1921年1月15日大韓軍政署大本営に行われた報告の詳細が書かれており、そこに日本軍の失敗の原因として、「1」兵家の最も忌むのは敵を軽んずる行為であるが、陰谷長林を別に搜索、警戒もなく盲進したのは恒常一部又は全部の陥穽であった、「2」局地戦術に対する経験と研究が不足

(41) 「作命第57号」『朝鮮4』190-191頁。

(42) 「朝特94」（1920年10月18日）『朝鮮4』214頁。

(43) 「間島出兵史（上）」『朝鮮統治史料』2巻、40頁。

(44) 「局子街川南分館主任→内田外務大臣（第94号）」（10月25日）『朝鮮4』327頁。

(45) 『朝鮮4』520-543頁。

(46) 『朝鮮4』521頁。

し、森林と山岳で多くの同士討を演じた、「3」軍人の厭戦心、避死逃生する臆病心が極度に達し軍紀が紊乱し、射撃も不正確で一発の効果もない乱射を加えたのみであった、という3点が挙げられている。重要なのは「1」であり、敵を軽んじての苦戦を通じて、独立軍を徹底的にたたきつぶすために、より苛烈な軍事行動と、村落での徹底した搜索が10月末から強化されていくようになる。

しかし、苛烈な殲滅作戦は他方で逆効果でもあった。実際、在間島総領事館は内田康哉外務大臣に「日本軍隊出動以来地方民心ハ日々悪化シツツアリ日本軍隊ノ為メ殺傷セラレタル賊徒ノ家族等ニハ彼等ノ部隊ニ投スルモノ多ク討伐ノ伸展ニ伸ビ（ママ：順ヒ？）民心ハ相反比シテ漸次險悪ニ向ヒツツアルハ事実ナリト」⁽⁴⁷⁾と、苛烈な殺傷行為が被害者の家族のみならず、一般的な民心を陰悪にさせていると10月29日に報告していたのである。

(2) 村落連座制による虐殺と村落焼夷

エスカレートする苛烈な軍事暴力のなかで目立つ手法は、家屋や学校など、「賊徒ノ巢窟」と見なされた施設の焼夷・破壊であった。

間島地方では、日本軍の出兵について、当初から流言が発生していた。珥春事件の直後、10月13日の間島日本総領事館の情報によれば、「日本軍隊出動ノ報伝ハルヤ地方鮮人ハ大ニ恐慌ヲ来タシ」、「日本軍隊ニ於テ排日鮮人討伐ヲ実行スルニ至ラハ間島鮮人ハ悉クハ排日団ニ加担セサルモノナキ関係上誅殺凌辱ヲ受クルモノ多カルヘシ」⁽⁴⁸⁾と、朝鮮人全般に危害が及ぶことを懸念するような流言が発生したという。

他方で、10月21日に同領事館は「一般日鮮人の希望・知識階級者の意見」⁽⁴⁹⁾と題する報告を内田外務大臣に送っている。ここでの朝鮮人は「親日的」な人物が想定され、前述の流言とは対照的な性質を帯びていた。とくに注目すべきは、「村落ノ搜索ヲ厳密ニスルノ要アルヘシ彼等ハ巧ニ変装シテ村落ニ在リ各戸ニ就キ家族ノ関係ヲ調査セハ不審者ヲ検挙シ得ヘシ」、「村落ニ人ナキトキハ警戒スルノ要アルヘシ日本軍隊ヲ恐怖シ避難スル裏面ニ不逞化セル所アルニ因ルモノ多ケレバナリ」と、村落に厳密な搜索をすべきとしている点と、「鮮人経営ノ教会堂学校書堂等ノ職員生徒ノ動静ニ注意スルノ要アルヘシ彼等ハ殆ト不逞団ニ参与セサルモノナケレハナリ」と、教会や学校が独立運動とつながっているとしている点である。また、「鮮支人ニ対シテハ徹底徹備威厳ヲ主トスル要アルヘシ」と、穏健な姿勢ではなく徹底的に「武威」で臨むべきと述べている点や、「不審者ハモレナク嚴重取調スベキ」「鮮人老爺婆ノ行動ハ輕視スヘカラサルガ如シ彼等ハ巧ニ通信連絡ヲ為スコトアリ」「鮮支人ノ牛馬車ニ注意スルノ要アルヘシ彼等ノ銃器被服等ヲ巧ニ運搬スルモノアルヘシ」など、偏見に満ちた強硬な提言をしている。

この提言と合致するかのようには、在間島総領事館では「排日鮮人部落」と「排日学校」の調査を始め、その成果を10月26日に内田外務大臣に送っていた⁽⁵⁰⁾。「排日鮮人部落」とされたのは、延吉県管内では龍井村新村をはじめ21カ所、和竜県管内では青山里をはじめ11カ所、汪清県管内で

(47) 「秘間情第47号」(1920年10月29日)『朝鮮4』383頁。

(48) 「秘間情第8号」(1920年10月13日)『朝鮮4』351頁。

(49) 「秘間情第23号」(1920年10月21日)『朝鮮4』365頁。

(50) 「秘間情第37号」(1920年10月26日)『朝鮮4』373-374頁。

は鳳梧洞をはじめ11カ所に及び、「排日学校調査」とされたのは、延吉県管内では私立13カ所の小学校、1カ所の中学校、その他3カ所でキリスト教系が7カ所、和竜県管内では私立18カ所の国民学校、女学校1カ所でキリスト教系が2カ所、大倮教系（民族系）が3カ所、汪清県管内では私立小学校3カ所、その他2カ所で、大倮教系が4カ所であった。焼夷され破壊され尽くす村落と学校は、事前に徹底的に調査されており、殲滅行動がいかに計画的であったかがわかる。

そして、軍事行動が予定された地域の朝鮮民衆に対し、10月16日に朝鮮軍司令官大庭二郎の告示が出された。その内容は、「朝鮮人中不逞ノ徒アリ馬賊其他ノ匪徒之ニ加担シ兵器ヲ携ヘテ在琿春帝国領事館ヲ襲ヒ之ヲ焼却セルノミナラス数多クノ帝国居留民ヲ虐殺シ且動々モスレハ帝国領土ニ対シ武力侵入ヲ行ハントス茲ニ於テ我帝国ハ兵ヲ出シテ居留民ヲ保護シ且匪徒ヲ征伐シ帝国領土ノ治安ヲ維持セサルヘカラサルニ至レリ蓋シ自衛上止ムヲ得サルノ策ニシテ敢テ他意アルニ非ス」⁽⁵¹⁾ というものであった。

この「匪徒ヲ征伐」の告示のあと、派兵軍による苛烈な村落を連座制で巻き込む迫害と家屋・学校の焼夷が行われていった。堺与三吉間島総領事代理から内田外務大臣への10月27日の報告によれば、「図們江岸捜査討伐ノ為メ殺傷放火多数ニ上リ湖川街ノ税関出張所員亦危険甚タシキ趣ヲ以テ当館ノ証明書交付ヲ申出タルニ付之ヲ与置キタル処税関員ノ内1人ハ26日当地ニ逃ケ帰り只今附近ハ盛ニ焼ケツツアリ附近部落ニテ殺傷セラレタルモノ百名以上ニ上リ」⁽⁵²⁾ と、部落での虐殺が起こっていることが指摘されていた。

のちに第19師団司令部が1921年3月1日に調製した「間島事件鮮支人焼却家屋調」によれば、歩兵第73連隊は150件、歩兵第74連隊は73件、歩兵第75連隊は76件、歩兵第76連隊は121件、その他116件（歩兵第78連隊第3大隊、騎兵第27連隊、野砲兵第25連隊、歩兵第15連隊）、合計536件にのぼる家屋焼夷が行われた。名目は「不逞鮮人の巢窟」といったものが大半で、民族運動団体メンバーの家屋を特定しているケースもあるが、日本側の記録ではその実態はほぼ不明である。

一方、『独立新聞』（1920年12月18日付）によれば、被害民家の数は10月9日～11月30日までで3,209件にのぼるとされる⁽⁵³⁾。『独立新聞』には被害者の証言が多く紹介されており、ここでは和竜県彰洞居住馬竜河の証言を見てみよう。

「6間の住家と123石の米と牛車1両及猪2頭（鶏8首は賊兵が捕食せり）其他財産全部を日本兵により焼却され、家族2人が僅かに難をのがれ延吉県九水河新興洞馬啓漢宅に寓居したが其翌日倭兵がまた同所に侵入し諸家を亦焼払ったので、やむをえず隣家徐仁鳳宅に移寓するようになった。（略）賊は徐氏の家を搜索した結果草鞋30足を発見し、これを独立軍の軍用草鞋であると称し、徐仁鳳の家族2人と黒竜河の夫人と子女2人及び小兒1人、合計4名（ママ）を先に剥皮した鄭基善と1所に並べて結縛し、一家に閉じ込め放火した。火焰の中にいた馬氏の家族は放声泣哭したので賊等はその隣人許吉鶴に対し、其号哭の理由を問うた。許氏は答えてこの夫人達は本より貧寒住むに家なき人であり、臨時にこの家を借りておるだけで徐氏の家族ではありませんといった。禽獣にも劣る倭兵たちもこの言葉には抗うすべもなく馬氏の家族を救出し、幸いにも助命したが、其の他は全部焼殺した。」⁽⁵⁴⁾

(51) 「朝特第95号」『朝鮮4』214頁。

(52) 「堺総領事代理→内田外務大臣（第376号）」（1920年10月27日）『朝鮮4』294頁。

(53) 「西北間島同胞の惨状血報」『独立新聞』1920年12月18日。

(54) 「間島惨状別報 剥皮生焼の惨劇」『独立新聞』1921年2月5日。

なお、日本側の記録には馬氏の被害は記録されていないが、殺害された鄭基善は「死傷者一覧」に「隠匿セル拳銃ヲ掘開調査セルモ発見セス然ルニ彼ハ己ノ申立虚偽トナリタルヲ恐レ逃走セルニ依リテ射殺ス」⁽⁵⁵⁾と記録されている。上記の証言では鄭が教師であり、残酷な拷問で面皮すべてを剥がされたと書かれており、日本側の記録だけではその苛烈な実態が十分に掴めないことがよくわかる。

そして、最大の虐殺、村落・教会焼夷事件が10月30日に延吉県勇智社獐巖洞で起こった虐殺事件である。第14師団歩兵第15連隊（大岡歩兵大隊長による鈴木大尉以下70余名、憲兵3名、警察官2名の討伐隊）による当該地域での「不逞鮮人掃蕩」によって学校、教会などの焼打ちが行われ、24名が殺害された。10月31日に同部落を包囲すると、12軒の家屋、永新学校を焼夷した。24名の死体は火葬にしたが、不十分な生焼け状態のまま残り、それが間島在住宣教師たちによって撮影され報道されることになった。

カナダ長老派宣教師団所属済昌病院長S. H. マーチンは、「獐巖洞虐殺事件」⁽⁵⁶⁾と題した報告をしており、実際を目撃者であったため、その内容は詳細である。日本兵は村を包囲すると、いきなりわらや穀物に放火し、村民が外に出ると有無を言わず射撃した。倒れた人々は半死のまま、乾草をおおいかぶせ、識別できないほど焼かれた。家屋はすべて焼き払われ、妻も子女も村内青年男子全部の処刑を強制的に目撃させられた。キリスト教の家屋も全焼し、キリスト教の老人は自身も4カ所射撃を受け、2人の息子は射殺され、兄弟3人は燃えている家屋の火焰のなかに投げ込まれた。大木の下にあった教会堂は灰燼と化し、死体は31にのぼったという。日本軍の報告と違い、キリスト教系の青年を無差別に殺戮し、その「資源ヲ覆滅」しようとする様相であったことがよくわかる。

竜井村で兵站司令官筒井少佐を訪問したアメリカ人宣教師（W. H. フート）は、「私ハ今日迄日英同盟ヲ継続シタル日本ハ文明国人ナリト信シ居タルニ10月30日ショウゲンドウニ在ル自分配下ノ学校並ニ礼拝所ヲ焼キ払ヒ人民25名ヲ射殺シタルヲ聞キ日本人ハ飽迄苛酷性ナルコトヲ悟ルト共ニ野蛮人ナルコトヲ知レリ」⁽⁵⁷⁾と述べたという。

（3）表面上の抑制と迫害の正当化

日本軍の朝鮮での軍事行動には、日露戦争、義兵戦争、三・一運動の際にも、現場を調査したキリスト教宣教師からの報告に基づき、欧米列強から厳しい批判を受けてきた経歴がある。そのためか、討伐作戦開始当初、参謀本部第1部長から朝鮮軍参謀への指示（10月14日）のなかに「出動部隊ノ行動ニ関シ外国人（支那人ヲ含ム）ヨリ抗議セラレ国際問題ヲ生セサル如クスルコト」⁽⁵⁸⁾と注意を喚起する一文があった。また、10月20日朝鮮軍司令官が出した「兵卒ノ心得」にも、中国での行動であることを念頭に、「他国ニ行ツテハ其国ノ習慣ヤ風俗ヲ尚バネバナラヌ」「些細ノ事カラ世界ニ於ケル帝国ノ立場ヲ不利ニスル」と念を押していた。そのうえで、注意すべき心得とし

(55) 『朝鮮4』522頁。

(56) 『朝鮮4』676-678頁。

(57) 「朝参480」『朝鮮4』244頁。

(58) 「兵卒ノ心得」『朝鮮4』193頁。

て、「西洋人ヲ「毛唐」ト呼ビ支那人ヲ「チャンコロ」朝鮮人ヲ「ヨボ」ナド称フルコトデアル是ハ非常ニ彼等ノ感情ヲ害スル」、「然シ外国人及鮮、支人ニ対シテ油断シテハナラス是等ノ中ニハ如何ナル悪者ガ居ルカモシレヌ」⁽⁵⁹⁾などと訓示していた。

しかし、当初から苛烈な迫害が繰り返され、今回も宣教師たちが「日本軍の残虐さ」を目の当たりにする結果となった。堺間島総領事代理は10月27日から、「我軍隊ガ各地ニテ民家及学校等ヲ焼キ匪徒ヲ殺傷セル数ハ随分多数ニ上ルモノノ如ク之等ノ行為ニ対シテハ当地在住外国人宣教師等ニ於テ詳細ナル注意調査ヲ遂ケ本国ニ報告シツツアル模様ナリ」「本件軍隊ノ行動ニ付テハ外国人等ヨリ一層大業ニ諸外人ニ伝ヘラレ宣伝ノ材料トナリ甚シキ不利ヲ招カサルヤヲ懸念セラル」⁽⁶⁰⁾と内田外務大臣に伝えていた。

嶺巖洞虐殺事件発生後、さらに外国人宣教師による批判は拡大していった。堺は11月5日にはキリスト教長老派宣教師たちが「軍隊ノ各地ニ於ケル行動殊ニ学校、教会堂及民家ノ焼却及朝鮮人ヲ殺セル状況」を「人道問題」として取り扱い、延吉嶺巖洞では「写真機ヲ以テ被害ノ状況ヲ撮影シ（死体ニ粟穀ヲ以テ蔽ヒ焼キタルモ半焼ケノ儘黒焼トナリ居ル処ヲ撮影セリト云フ）弔慰金200円ヲ送り尚前後数回ニ亘リテ宣教師及新聞記者カ之ヲ調査」している、「軍隊側ト協力シテ我主張ノ材料聚集及後始末処分竝場合ニ依リ反対宣伝ヲナスヘキ手筈中ナリ」⁽⁶¹⁾と、反対宣伝の必要性を訴えていた。

しかし、「我主張」と言っても、結局日本軍による「不逞鮮人討伐」を、日本帝国の治安維持のため「自衛上やむなし」といういつもの植民地防衛の主張しかそこには存在しない。逆に海外では、文明的見地（日本軍の行為は野蛮という認識）と「人道問題」に加え、中国でも「チャイナプレス」11月28日付記事を引き合いに、「之等惨殺セラレタル鮮人等朝鮮独立運動ニハ携ラス何等政治上意見アルニ非ラズ右所行ハ領土ニ於テ行ハレ支那ノ主権ヲ全然無視セルモノニテ」と、中国への主権侵害が問われるようになっていた⁽⁶²⁾。

この事件に対する海外からの批判と国内（とくに外務省方面から）からの懸念に対し、大野豊四朝鮮軍参謀長は福田雅太郎参謀次長宛電報（11月3日）で、「尚ホ聞ク処ニ依レハ討伐隊ノ出発ニ際シ我カ領事ハ該部落ハ全部不逞鮮人ナル故全部焼却セラレ度キ旨申述ヘタル赴キナルモ大隊長ハ之ヲ適当ナラストシ唯憲兵警察官捜査ノ結果ニ基キ証跡顯著ナル家屋ヲ焼却セシニ過キサル旨師団長ヨリ報告アリタル」⁽⁶³⁾と、責任を関東総領事になすりつけ、軍は証拠の明確な家屋のみを焼却していると正当化していた。

しかし、結局、朝鮮軍は方針の一定の転換を余儀なくされる。大野朝鮮軍参謀長は11月6日に陸軍次官に、学校や家屋の焼夷について「不逞団巢窟ノ証跡顯著ナルカ故ニ再ヒ不逞団ニ利用セシメタル為焼却セラレタルモノニシテ当然ノ事ニ属スルモ彼等ニ宣伝ノ口実ヲ与ヘ国交上ニ不利ヲ来スノ虞アルヲ以テ第19師団長ハ一昨4日隸下諸隊ニ対シ充分ナル手段ヲ講シタル後ニ非レハ猥り

(59) 「兵卒ノ心得」『朝鮮4』194-195頁。

(60) 「堺総領事代理➡内田外務大臣（第377号）」（1920年10月27日）『朝鮮4』295頁。

(61) 「堺総領事代理➡内田外務大臣（第384号）」（1920年11月5日）『朝鮮4』296-297頁。

(62) 「堺総領事代理➡内田外務大臣（第385号）」（1920年11月28日）『朝鮮4』297頁。

(63) 「朝特第125号」（1920年11月3日）『朝鮮4』229頁。

ニ斯ノ如キ拳ニ出テサルコトヲ誠メタリ」⁽⁶⁴⁾と、事実認定の次元では従来の正当化の論理を繰り返しつつ、こうした拳に出ることを「戒める」方針を伝えた。そして、11月15日、高島友武第19師団長は軍隊が分散配置になることを念頭に、将卒に注意事項を訓示し、そこには「賊ト良民ノ區別ヲ明カニシ賊ト混合シテ虐殺ノ非難ヲ招カサル（脱）将校ハ血氣ノ勇ニ驅ラレス万事慎重ヲ旨トシ過誤失態ナキヲ要ス」「日支共同討伐ノ趣旨ヲ明ラカニシ協議ノ実ヲ拳ケ決シテ彼等ト事端ヲ醸シ外交上不利ノ結果ヲ招カサルヘキコト」「討伐ノ目的ハ不逞陰謀ノ徒ヲ膺懲スルニアリ敢テ累ヲ其家族ニ及ホシ私財ヲ破棄焼却シ以テ反感ヲ招クコトナキヲ要ス」「若シ誤テ累ヲ良民又ハ支那人ニ及ホシ宣伝資料ニ供セラルル虞アラハ速ニ前後処置ヲ講ジ其ノ真相ヲ報告スヘシ良民ニ傷害ヲ加ヘナハ速ニ応急治療スヘシ」「純然タル学校又ハ宗教ニ関係アル諸建物ハ断ジテ手ヲ触ルヘカラスト雖モ陰謀策源ノ証拠顯著ナラムニハ管理者ノ承認ヲ得ル等可然手續キヲ了シタル上処分ス」などの項目が加わった。出兵自体は「自衛上已ムナキ処ナル」ものの、「四面猜疑ノ目ヲ以テ我行動ヲ監視シ苟モ一点ノ乗スヘキ隙アラハ忽チ宣伝ニ努ムヘキヲ以テ將兵ノ反省ヲ要ス」⁽⁶⁵⁾という形で、間島出兵の基盤論理を維持しつつ、体面上良民を巻き込む苛烈な軍事暴力を慎む方針が提示されたのである。

しかし、苛烈な軍事暴力が「表面」では抑制に向かっているように見えつつ、「裏面」では従来通りの苛烈な「殲滅」と「連座」は継続していた。大庭二郎朝鮮軍司令官は田中義一陸軍大臣宛の11月4日付電報で、「在住鮮民ニ対シテ我カ武威ヲ示シ我ニ信頼スルノ念ヲ生セシメタルハ明ナルモ彼等ノ多クハ極東露領寧安、安図其他ノ方面ニ遁竄シ或ハ各地ニ散シテ良民ヲ装ヒ我討伐隊カ広大ナル地域ニ亘リ寒天ニ曝露シ艱難ヲ記シ鋭意努力シツツアルニ拘ラス殲滅の打撃ヲ与フルニ至ラサルハ頗ル遺憾トスル所ナリトス」⁽⁶⁶⁾と、「武威」が効を奏しているという認識を示しつつ、第19師団高定員編成の一部を繰り上げ、歩兵2個大隊を更に増派することを求めている。

11月以降、独立運動の勢いが大きく減退したのは、討伐作戦＝「武威」による凄惨な殺戮と、包圍網を潜り抜けた独立軍の移動によるものだけでなく、殺戮への恐怖から村落ごと帰順者が激増したからである。局子街に駐留していた兵站司令官は、当地の朝鮮人民に対し、「不逞ノ徒ハ今回軍隊ノ討伐ニ逢ヒテ前非ヲ後悔スヘシ我軍隊ハ再三討伐ヲ繰返シ汝等ヲ〇〇（ママ）スヘキモ我第19師団長ハ若シ此際帰順スル者ニ対シテハ特ニ其命ヲ保存セシムベク命セラレタリ併シ軍隊ノ討伐ニ逢ヒテハ帰順セント自首スルモ効ナキニ依リ速ニ我兵站司令官ニ申出其姓名ヲ保存スヘシ」と、殺されたくなければ速やかに帰順せよとの訓示を出していた⁽⁶⁷⁾。すると、すぐに「台北溝附近8カ村及上官道口3カ村ノ鮮民600余名ヨリ右軍隊ニ対シ保護願ヲ提出」⁽⁶⁸⁾されたという。

在間島日本総領事館によれば、1920年12月17日時点で、帰順申告数は1,354件（龍井村675件／局子街447件／頭道溝232件）、帰順許可数は802件（龍井村410件／局子街213件／頭道溝

(64) 「朝参第489号」(1920年11月6日)『朝鮮4』245頁。

(65) 「堺総領事代理→内田外務大臣(第408号)」(1920年11月15日)『朝鮮4』302-303頁。

(66) 「朝特第129」(1920年11月4日)『朝鮮4』231頁。

(67) 「川南分館主任→内田外務大臣(第114号)」(1920年11月11日)『朝鮮4』330頁。

(68) 「川南分館主任→内田外務大臣(第118号)」(1920年11月12日)『朝鮮4』330頁。

179件)にのぼった⁽⁶⁹⁾。

苛烈な「武威」への恐怖で村落が帰順させられ独立軍は追い込まれていった。実際、東支隊と対峙していた独立軍について、間島総領事館は「主力ハ洪範図、安武ノ率ヒル国民会及韓民会ノ部隊等約500名位ニシテ10月中旬ニ於ケル同部隊ノ所持弾薬ハ各自200発糧食ハ約1週間分ナリトシ近来附近部落民ヨリ、糧食ノ徴収不可能トナリシヲ以テ彼等ハ甚シク窮乏ヲ告ケツツアルハ疑フヘカラサル処ナルヘシ」⁽⁷⁰⁾と報告していた。さらに、11月中旬には、「和竜、安図両県々界（老岑附近）ノ山中ニ不逞鮮人ノ餓死セル者尠カラス同人ノ実見セルモノノミニテモ其数6,70名ヲ算ス是レ我軍隊ノ猛烈ナル掃蕩ニ依リ密林中ニ遁避シ遂ニ寒氣ト飢トニ依リ横死スルニ至リタルモノナラント」⁽⁷¹⁾と朝鮮軍参謀長が報告していた。餓死に追い込まれた「不逞鮮人」とは一体誰なのか。独立軍の可能性もあるが、戦争から難を逃れようと山中に隠れた一般住民の可能性も否定できないであろう。

そして、第2期の帰順政策のあとに訪れたのは静穏ではなかった。川南局子街分館主任は、「彼等（独立軍：引用者注）ハ他日風波ノ静穏ニ復スルヲ窺ヒ必スヤ復讐的再挙ヲ計リ以前ニ倍蓰スル残虐ノ行動ニ出スヘキハ決シテ逆賭スルニ難カラサル処ナル」⁽⁷²⁾と、今後も駐兵が必要であると述べていた。

他方、朝鮮民衆のなかにも「鄭鑑録ニ「早入者亡」ノ語アリ忽卒出願ハ自滅ノ虞アリト語」⁽⁷³⁾る、帰順を忌避する流言が広がったという。『鄭鑑録』は18世紀末以降、朝鮮王朝末期の時代に流行した終末思想で、日本の植民地支配下で日本帝国の滅亡と新たな救済を待望する予言として再び流行していた⁽⁷⁴⁾。他方で間島では、帰順を促す側で、青林教が台頭し、キリスト教徒との対立が形成されていたという⁽⁷⁵⁾。

日本軍の駐屯を依頼し、苛烈な軍事暴力に頼ろうとする「親日派」の朝鮮人による民会と、それを利用して当該地域の支配体制を強化しようとする日本と、再起を図ろうとする独立運動のあいだの対立も今後、深刻化していくことになる⁽⁷⁶⁾。こうして、間島と満洲は今後も朝鮮植民地戦争の最大の戦地となっていくのである。

おわりに——軍隊の間島虐殺経験と関東大震災

本稿では間島出兵とその際に発生した間島虐殺を、関東大震災における朝鮮人虐殺の重要な前史と位置づけ、とくに【1】虐殺の実態とその理論・手法という側面から論じてきた。

(69) 「極秘問情第88号」(1920年12月17日)『朝鮮4』441頁。

(70) 「秘問情第40号」(1920年10月27日)『朝鮮4』376頁。

(71) 「朝参583」(1920年11月19日)『朝鮮4』250頁。

(72) 「川南分館主任→内田外務大臣(第120号)」(1920年11月15日)『朝鮮4』330-331頁。

(73) 「秘問情第72号」(1920年11月25日)『朝鮮4』421頁。

(74) 趙景達『朝鮮民衆運動の展開』岩波書店、2002年、187-193頁。

(75) 「青林教徒ノ行動」(389頁)青林教大教主の発言(409頁)青林教の間島での展開(417頁)青林教とキリスト教(438頁)。なお、青林教についても趙景達前掲書を参照されたい。

(76) 字数の関係でこの点については論じることができなかった。

間島虐殺において、日本軍は「不逞鮮人」と見なした朝鮮人を徹底的に「殲滅」し、その「資源ノ覆滅」、すなわち家屋や学校、教会などの施設を焼き尽くした。その際、国際法違反も辞さない、場当たりの処刑（銃殺や斬殺など）も多く行われた。さらに、村落ごと「排日部落」と規定し、連座制に基づく虐殺と村落焼夷も繰り返した。

甲午農民戦争、日露戦争、義兵戦争、三・一独立運動という朝鮮での植民地戦争において、日本軍は「暴徒討伐」を標榜し、同様の「殲滅」と「連座」による苛烈な虐殺を繰り返してきた。村落連座制も、義兵戦争を通じて、密告＝恩賞、抗日運動への協力・隠避・武器所持＝村落連座の嚴重処置という分断政策が導入され、村落は苛酷な「植民地戦争」に巻き込まれていった。こうした植民地戦争の延長線上で間島虐殺も同様のことが繰り返された。

なぜ苛烈な迫害が毎回同じように繰り返されたのか。それは海外や国内、朝鮮からの批判があっても、常に「正当防衛」「自衛のため」「やむなく発砲」という弁明を用いて軍事行動の正当化を図り続けたからである、というのが筆者の見立てである。日露戦争以降、欧米の宣教師・ジャーナリストなどから、日本の朝鮮での軍事行動の残酷さに厳しい批判がなされるようになると、日本はその批判を気にして、表面上は「穏当な手段」を取っているように見せつつ、裏面では強硬措置を継続した。所属部隊に訓示違反に相当するような苛烈な迫害行為があったとしても、それを隠蔽・正当化し、迫害を行った部隊の将校・兵士の不処罰を繰り返したのである。間島虐殺の際も、海外からの批判に対し、同様の対応が取られた。

1点だけ違いがあるとすれば、間島は中国で、中国人にも被害が発生したため、損害賠償と実態調査が行われた点である。ただし、朝鮮人への損害賠償は、親日団体である民会への救恤金配当という形で行われた点に留意する必要がある⁽⁷⁷⁾。

朝鮮での植民地戦争経験は、陸軍上層部・将校や師団配下の郷土部隊に蓄積されていった。最後に、【2】の論点、すなわち陸軍上層部、関与した師団と軍隊、朝鮮軍帰りの兵士、という3点から、間島虐殺と関東大震災時の朝鮮人虐殺の連続性を指摘したい。

間島虐殺当時の陸軍首脳として、陸軍大臣田中義一、陸軍次官山梨半造、参謀総長上原勇作、参謀次長福田雅太郎の4名を挙げることができる。田中と山梨は三・一独立運動、間島虐殺、関東大震災すべての軍事行動において、陸軍大臣・陸軍次官を占有していた。福田雅太郎は関東大震災時の戒厳司令官である。この3者を見れば、軍事行動の判断という側面において、間島虐殺と関東大震災の経験の継続性を指摘することは容易である。

さらに、間島虐殺時の朝鮮軍司令官大庭二郎は関東大震災時、三宅坂の陸軍大臣官邸で軍事参議会議に参加していた6名の一人で戒厳令の施行に大きな役割を果たした。大庭は甲午農民戦争以降、もっとも豊富な植民地戦争経験を持つ人物である⁽⁷⁸⁾。間島虐殺時、関東軍附・吉林督軍顧問として中国との討伐共同作戦に大きな役割を果たした斎藤恒は、関東大震災時、第8師団（衛戍地弘前）歩兵第4旅団長として上京し、神奈川警備部隊司令官をつとめた。ほかにも、間島虐殺時、第19師団歩兵第74連隊付であった笹倉昇は、震災時、第8師団歩兵第5連隊長として上京、神奈川

(77) 李盛煥前掲書。

(78) 拙稿「朝鮮植民地戦争」の視点から見た武断政治と三・一独立運動」ほか。

県方面警備部隊・中地区守備隊長をつとめた。このように、陸軍上層部では、軍事行動を判断する側、最前線で討伐に従事した側、いずれにおいても間島虐殺から関東大震災への強い連続性があったのである。

次に間島虐殺に関わった内地師団の郷土部隊を見てみよう。浦潮派遣軍の第14師団のうち、歩兵第28旅団（歩兵第15連隊・歩兵第66連隊）は朝鮮軍司令官の指揮下に入り、第27旅団（歩兵第2連隊・歩兵第59連隊）はポセツ地方に派遣された。とくに高崎の歩兵第15連隊はバルチザンとの戦闘経験が豊富なうえ、獐巖洞虐殺事件に関与しており注目に値する⁽⁷⁹⁾。震災時、歩兵第66連隊は東京北部警備、歩兵第28旅団は東京南部警備を担当した。第13師団（衛戍地高田）も間島虐殺時は羽入支隊が木村支隊と連携していた。関東大震災時には、師団所属の歩兵第26旅団が東京北部警備を担当した。

さらに、間島虐殺の中心的役割を演じた第19師団も、内地師団から編成されていた。歩兵第73連隊は第1師団の歩兵第1・第3・第49・第57連隊から編成され、歩兵第74連隊は第14師団の所属歩兵旅団から編成、騎兵第27連隊の第1中隊は第1師団所属の騎兵第1・第15・第16連隊から編成、野砲兵第25連隊は近衛師団所属の近衛野砲兵連隊・野砲兵第13・14連隊、第1師団所属の野砲兵第1・第15・第16・第17・第18連隊、第14師団所属の野砲兵第20連隊から編成されていた⁽⁸⁰⁾。「朝鮮軍帰り」が在郷軍人にいたことを考えれば、関東大震災時の虐殺に加担した自衛団にも間島虐殺経験は蓄積されていたのである。

こうしてみると、震災時の軍隊の「対内的機能」に、それ以前の「対外的経験（植民地戦争）」が大きく発揮されていたことは明らかである。日本軍の植民地戦争経験の上に「朝鮮人暴動」という「黒き幻影」が関東大震災時に作り出され、軍隊・警察・自衛団によって無実の朝鮮人が「連座」で「討伐（虐殺）」されたと捉えることができるのではないだろうか。

（しん・ちゃんう 法政大学社会学部教授）

(79) 前澤哲也『帝国陸軍高崎連隊の近代史 上巻明治大正編』（雄山閣、2009年）は、間島虐殺には歩兵第15連隊は掃討に参加していないと書いているが（239頁）、それは間違っている。

(80) 横尾大尉編『朝鮮軍歴史』（第2巻、1918年）、参謀総長長谷川好道➡陸軍大臣岡市之助「第19師団、第20師団、航空大隊新設及輜重兵大隊、電信隊編成改正要領制定ノ件照会」（1915年10月5日）『密大日記』T4-1。